備考

１　この特別徴収票は、地方税法（以下「法」という。）第50条の２及び第328条に規定する退職手当等について使用すること。

２　この特別徴収票の記載の要領は、次によること。

⑴　「住所又は居所」の欄には、特別徴収票を作成する日の現況による住所又は居所を記載すること。

⑵　「個人番号」欄には、退職手当等の支払を受ける者の個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下「番号法」という。）第２条第５項に規定する個人番号をいう。以下同じ。）を記載すること。

⑶　「番号」の欄には、次に掲げる場合の区分に応じそれぞれ次に定める番号を記載すること。この場合において、(ホ)から(ト)までに掲げる場合に該当するときは、これらの規定に規定する経済的利益の価額を「適用」の欄に記載すること。

(イ)　その退職手当等が法第50条の３第２項及び第328条の２第２項の規定によりその例によるものとされる所得税法第31条の規定により退職手当等とみなされるものに該当する場合（(ロ)に掲げる場合を除く。）　１

(ロ)　その退職手当等が法第50条の３第２項及び第328条の２第２項の規定によりその例によるものとされる所得税法施行令第72条第３項第７号に掲げる一時金に該当する場合　２

(ハ)　その退職手当等が、法第50条の３第２項及び第328条の２第２項の規定によりその例によるものとされる所得税法施行令第84条第１項に規定する特定譲渡制限付株式又は承継譲渡制限付株式の同項に規定する譲渡についての制限が解除されたことにより受けた経済的利益に該当する場合（(ホ)及び(ト)に掲げる場合を除く。）　３

(ニ)　その退職手当等が、発行法人から与えられた法第50条の３第２項及び第328条の２第２項の規定によりその例によるものとされる所得税法施行令第84条第３項の規定が適用される同項各号に掲げる権利の行使による同条第２項に規定する株式の取得に係る経済的利益に該当する場合（(ヘ)及び(ト)に掲げる場合を除く。）　４

(ホ)　その退職手当等の支払金額の総額が、(イ)から(ニ)までに規定する退職手当等のいずれにも該当しない退職手当等（(ヘ)及び(ト)において「一般的退職手当等」という。）の支払金額及び(ハ)に規定する経済的利益の価額に相当する金額から成る場合　５

(ヘ)　その退職手当等の支払金額の総額が、一般的退職手当等の支払金額及び(ニ)に規定する経済的利益の価額に相当する金額から成る場合　６

(ト)　その退職手当等の支払金額の総額が、一般的退職手当等の支払金額、(ハ)に規定する経済的利益の価額に相当する金額及び(ニ)に規定する経済的利益の価額に相当する金額から成る場合　７

⑷　「支払金額」の項には、自己が支払う退職手当等についてその年中に支払の確定した金額（法第50条の３第２項及び第328条の２第２項の規定によりその例によるものとされる所得税法第202条に規定する退職一時金については、同条の規定により退職手当等の支払を受けたものとみなされる額に相当する金額）を記載し、特別徴収票を作成する日においてまだ支払つていないものについては、これを内書すること。また、その退職手当等の全部又は一部が同法第201条第１項第１号ロに規定する短期退職手当等（以下「短期退職手当等」という。）又は同号ハに規定する特定役員退職手当等（以下「特定役員退職手当等」という。）に該当する場合には、当該短期退職手当等又は当該特定役員退職手当等の金額を「摘要」の欄に記載すること。

⑸　「特別徴収税額」の項には、法第41条第１項及び第328条の５第２項の規定により徴収される税額を記載すること。

⑹　「勤続年数」の項には、法第50条の３第２項及び第328条の２第２項の規定によりその例によるものとされる所得税法施行令第69条又は第70条の規定により計算した勤続年数を記載し、その計算の基礎を「摘要」の欄に記載すること。また、自己が支払う退職手当等又は法第50条の３第２項及び第328条の２第２項の規定によりその例によるものとされる所得税法第201条第１項第１号に規定する支払済みの他の退職手当等の全部又は一部が短期退職手当等又は特定役員退職手当等に該当する場合には、同令第71条の２第２項に規定する短期勤続年数及びその計算の基礎又は同条第４項に規定する特定役員等勤続年数及びその計算の基礎を「摘要」の欄に記載すること。

⑺　次に掲げる場合に該当する場合には、それぞれ次に定める事項を「摘要」の欄に記載すること。

(イ)　法第50条の３第２項及び第328条の２第２項の規定によりその例によるものとされる所得税法施行令第70条第１項第１号の規定の適用がある場合　同号に規定する前に支払を受けた退職手当等に係る期間及び同号に定める金額の計算の基礎

(ロ)　法第50条の３第２項及び第328条の２第２項の規定によりその例によるものとされる所得税法施行令第70条第１項第２号の規